

幼児教育・保育無償化について

和光市子どもあんしん部
保育サポート課

無償化とは

幼稚園や認定こども園、認可保育所等に通う、
3歳児クラス～5歳児クラスの利用料が無償となる制度。
0歳児クラス～2歳児クラスは住民税非課税の世帯のみ無償。

ただし、保育に関わる施設の全てが無償化の対象となるわけではなく、
保育の必要性の認定等がないと無償化の対象とならないものもある。

- ※ クラス年齢とは、4月1日時点の年齢で決まるクラスであり、年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わらない。
- ※ 満3歳児(3歳になった日～次の3月31日までの期間)の受け入れをしている幼稚園や認定こども園については満3歳児から対象。
- ※ 3歳児クラス～5歳児クラスの給食費は無償化対象外。

※「保育の必要性」の認定は、施設等利用給付2号認定(0歳児クラス～2歳児クラスの場合は3号認定)を指します。「預かりの認定」や「新2号認定」も、これを指します。

保育の必要性

★保育の必要性は、保護者それぞれが、就労や疾病などにより子どもを家庭で保育することが難しい理由がある場合に認められます。
(次のページの「要件」とは、この理由が認められるための「条件」)

★認定基準は自治体によって異なる。
(※和光市民が市外の施設を利用する場合は和光市の基準で認定)

★認可保育所や認定こども園(保育園枠)は保育の必要性がないと入所できない。
幼稚園や認可外施設等は保育の必要性がなくても入所できるが、保育の必要性の有無によって、無償化の補助がでる範囲が変わる。

保育の必要性の要件 保育の必要性を証明する書類や認定期間については別紙を参照してください。

理由	要件
就労	1か月当たり48時間以上の労働に従事しており、かつ、1日4時間以上、月12日以上就労していること
妊娠出産	妊娠中又は出産前後であること
疾病	保護者が医師の診断により1か月以上の治療を要する疾病又は負傷の状態であり、かつ、保護者が自ら保育を行うことが困難な状態にあること
障害	次のいずれかに該当し、かつ保護者が自ら保育を行うのが困難な状態にあること <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている、又は4級以上の障害を有していること ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、又は3級以上の障害を有していること ・埼玉県療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けている、又はC以上の障害を有すること
介護	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・疾病もしくは負傷により常時寝たきりとなっている者又は重度心身障害者を自宅において月12日以上介護していること ・疾病もしくは負傷している者又は重度心身障害者が通院・通所し又は入院するための付き添いを1週当たり3日以上行っていること
求職活動	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険法に規定する失業の状態にあり、基本手当の支給を受けている ・継続的に企業等の求人に応募している又は企業等が実施する雇用に関する説明を受けている ・起業又は事業を継承するための準備を行っている
就学	次のいずれかに該当する施設において、1日4時間以上、かつ、月12日以上就学又は訓練をしている状態にあること <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これに準ずる教育施設 ・職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校又は特定求職者に対して職業訓練を行う施設
育児休業	育児休業に入る前に児童が在園し、かつ保育の必要性の認定を受けていて、育児休業中に家庭で必要な保育を行うことが困難な状態にあること

無償化対象施設について

認可保育所

- ・保護者の就労など、保育の必要性を伴う「保育」を目的とした施設。
- ・保育時間はおおよそ7時～18時まで(※施設により異なる)。それ以外の時間は別途延長料金がかかる。
- ・保育の必要性がないと入園不可。
- ・0歳児～5歳児まで入園可能(※施設により異なる)

幼稚園

- ・小学校就学前の「教育」を目的とした施設。
- ・教育時間はおおよそ9時～14時まで(※施設により異なる)。それ以外の時間は「預かり保育」として別途利用料がかかる。
- ・保育の必要性がなくても入園可能だが、預かり保育は保育の必要性がないと無償化の対象にならない。
- ・3歳児～5歳児まで入園可能。(※施設によって満3歳から入園できる場合有)
- ・子ども子育て支援新制度に移行している新制度移行幼稚園と、移行していない新制度未移行幼稚園がある。

認定こども園

- ・保育園と幼稚園の機能を併せ持った施設で、入園の区分が、主に保育園機能を利用する保育園枠と、主に幼稚園機能を利用する幼稚園枠に分かれている。
- ・保育園枠の場合は、保育の必要性がないと入園不可。幼稚園枠の場合は、保育の必要性がなくても入園可能。
- ・保育園枠は0歳児～5歳児、幼稚園枠は3歳児～5歳児まで入園可能。

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設の他、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等をいう。
- ・無償化の対象となるのは、和光市独自の基準を満たし、市に届出があった施設のみ。
- ・保育の必要性がない場合、無償化の対象にはならない。(実費負担での利用は可能)

認可保育所・認定こども園(保育園枠)の無償化

対象児童	
対象年齢	3歳児クラス～5歳児クラス 0歳児クラス～2歳児クラス(住民税非課税世帯のみ)
無償化範囲	保育料
申請方法	申請不要
請求方法	対象者は保育料が徴収されないため手続き不要

※ 延長保育料は無償化対象外です。

※ 3歳児クラス～5歳児クラスの給食費は無償化対象外です。

新制度移行幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)の無償化

在園している全児童		保育の必要性がある児童	
対象年齢	3歳児～5歳児クラス 満3歳児	3歳児～5歳児クラス 満3歳児(住民税非課税世帯)	
無償化範囲	教育時間部分の保育料	教育時間部分の保育料 預かり保育利用料(日額上限450円)	
申請方法	教育保育給付認定申請書	施設等利用給付認定申請書、 保育の必要性を確認できる書類	
請求方法	対象者は保育料を徴収され ないため手続き不要	対象者は保育料を徴収されないため手 続き不要、預かり保育利用料は園に よって方法が異なる	

※ 3歳児クラス～5歳児クラスの給食費は無償化対象外です。

※ 入園料や行事費、教材費等は無償化対象外です。

新制度未移行幼稚園の無償化

在園している全児童		保育の必要性がある児童	
対象年齢	3歳児～5歳児クラス 満3歳児	3歳児～5歳児クラス 満3歳児(住民税非課税世帯)	
無償化範囲	教育時間部分の保育料 (月額上限25,700円)	教育時間部分の保育料 (月額上限25,700円) 預かり保育利用料(日額上限450円)	
申請方法	施設等利用給付認定申請書	施設等利用給付認定申請書、 保育の必要性を確認できる書類	
請求方法	園によって方法が異なる	園によって方法が異なる	

※ 3歳児クラス～5歳児クラスの給食費は無償化対象外です。

※ 行事費、教材費等は無償化対象外です。

認可外保育施設等の無償化

保育の必要性がない児童		保育の必要性がある児童
対象年齢	無償化対象外	3歳児～5歳児クラス 0歳児～2歳児(住民税非課税世帯)
無償化範囲	無償化対象外	3歳児～5歳児 月額37,000円まで 0歳児～2歳児 月額42,000円まで
申請方法	無償化対象外	施設等利用給付認定申請書、 保育の必要性を確認できる書類
請求方法	無償化対象外	施設によって方法が異なる

無償化の請求方法

無償化の請求手続きは2通りの方法があります。

なお、保育所や認定こども園、新制度移行幼稚園の保育料については、対象者は徴収されないため請求手続きは不要です。

(※方法は園により異なりますので在籍する園にご確認ください。)

①現物給付

→市と施設とで請求処理を行う方法。上限額までは無償となり、それを上回る場合は差額分を施設へ直接支払う。

②償還払い

→保護者が施設に支払った利用料を、保護者の請求に基づき、和光市が保護者に支給する方法。

幼稚園の預かり保育と認可外保育施設等の併用

保育の必要性がある方が、幼稚園の預かり保育と併用して認可外保育施設等を利用した際、在籍する幼稚園が提供する預かり保育事業が下記①または②いずれかに当てはまる場合は、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

(※幼稚園預かり保育と認可外保育施設等

併せて月額11,300円まで無償)

- ①教育時間を含む平日の預かり時間が8時間未満
- ②預かり保育の実施日数が年間200日未満

食材料費について

3歳児～5歳児の食材料費については、無償化の対象外のため、実費負担となります。

ただし、下記①または②に当てはまる方については、食材料費に含まれる副食費(おやつ・おかず等)の徴収が免除となります。

- ①年収360万円未満相当の世帯の児童
- ②第3子以降(※)の児童

※第3子の数え方

・年収360万相当以上の世帯で保育園等在園の方→第1～2子の年齢が小学校就学前まで。

・年収360万相当以上の世帯で幼稚園等在園の方→第1～2子の年齢が小学校3年生まで。



ご清聴ありがとうございました。

